

令和 8 年 5 月 18 日
健康福祉常任委員会資料

6 月定例会提出予定議案について

- 1 損害賠償額の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2

病 院 局

1 損害賠償額の決定

県立はりま姫路総合医療センター医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

(1) 事件の概要

令和4年1月及び3月、腹部大動脈瘤及び胸部大動脈瘤の手術で患者が入院した際、CT画像において肺結節を確認、左肺がんの疑いがあったが、患者への説明を行わず、追加精査等も未実施であった。

令和5年5月、腫瘍による閉塞性肺炎の疑いで緊急入院し、精査の結果、肺がんのステージⅢと判明。前回入院時に確認されていた左肺の病変が、治療介入の遅延のため増大したと考えられ、放射線治療及び化学療法の併用療法を開始したが、令和6年8月、病状が悪化し自宅にて肺がんにより死亡した。

当該医療事故に関し、相手方と損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

(2) 損害賠償の額

8,911,000円

【補足説明資料】原因及び対応策

| 原因 | 対応策 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 医師の書類の確認が不十分であり、患者への説明や呼吸器内科への受診手続きを行っていなかった。• 診療科内での情報共有ができていなかった。 | <ul style="list-style-type: none">• 新病院開院時から既読管理システム（CITA）を導入しているが、既読管理システム（CITA）に『重要』欄を作成し、読影医が重要所見と判断した場合はチェックを入れ、依頼医へ重要所見がある旨を知らせるシステムに変更。• 重要所見があった場合、医療安全部が患者のカルテで対応の有無を確認。 |